

平成30年12月

管内の雇用状況(平成30年10月内容)

有効求人倍率1.01倍

ハローワーク大河原

〒989-1201

柴田郡大河原町大谷字町向126-4

オーガ1F

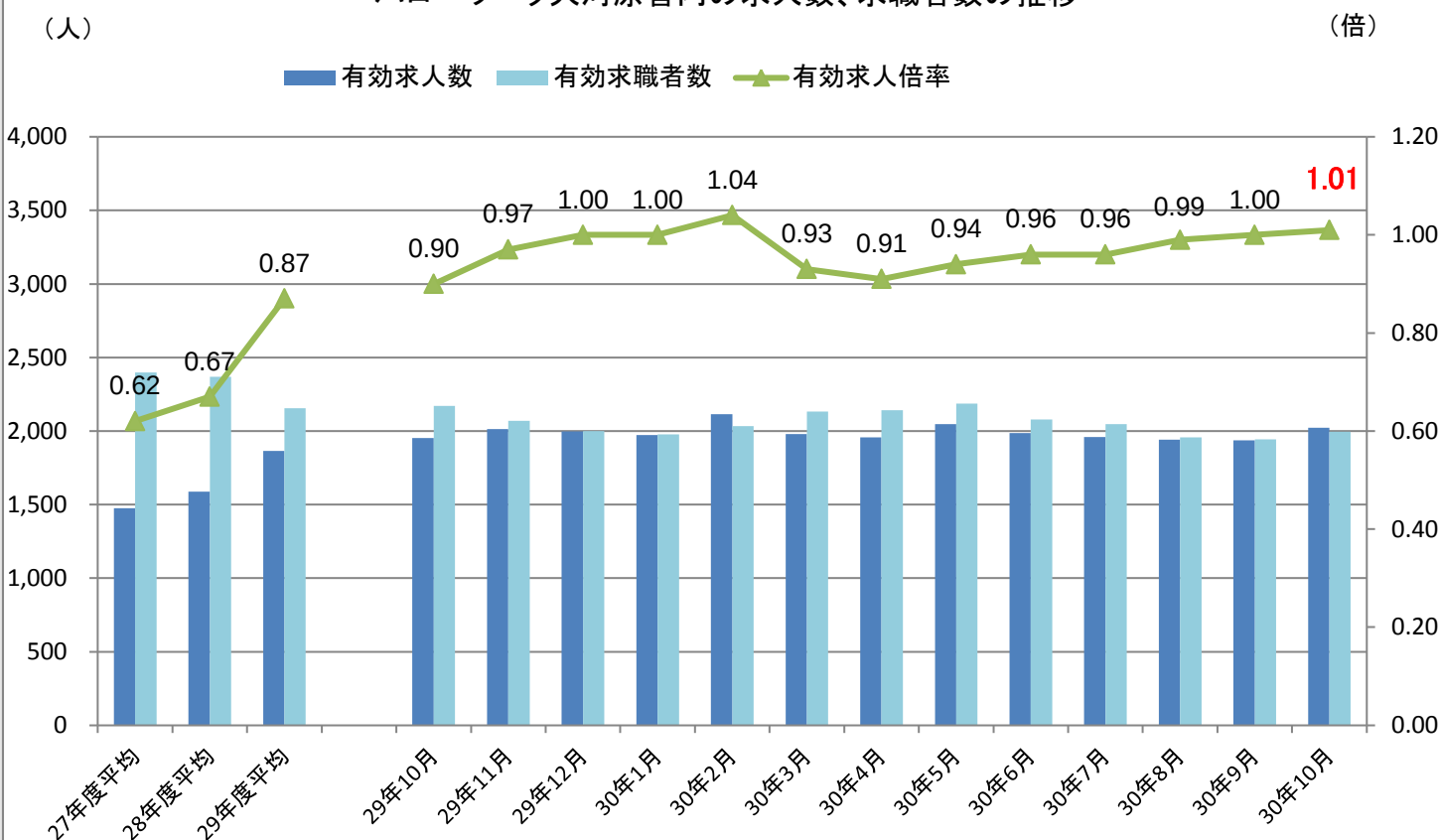
電話 0224-53-1042

FAX 0224-52-3989

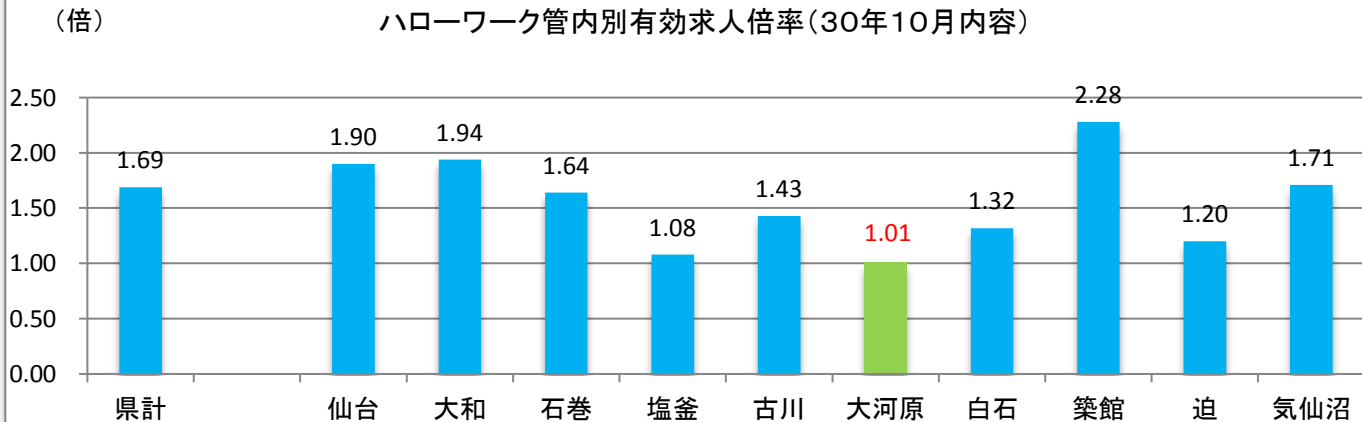
ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中でも低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところですが、当ハローワークには安定した職業を目指す求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっています。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す一人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の数が多く、下回ると仕事を探す人の数が多いことを示しています。

ハローワーク大河原管内の求人数、求職者数の推移



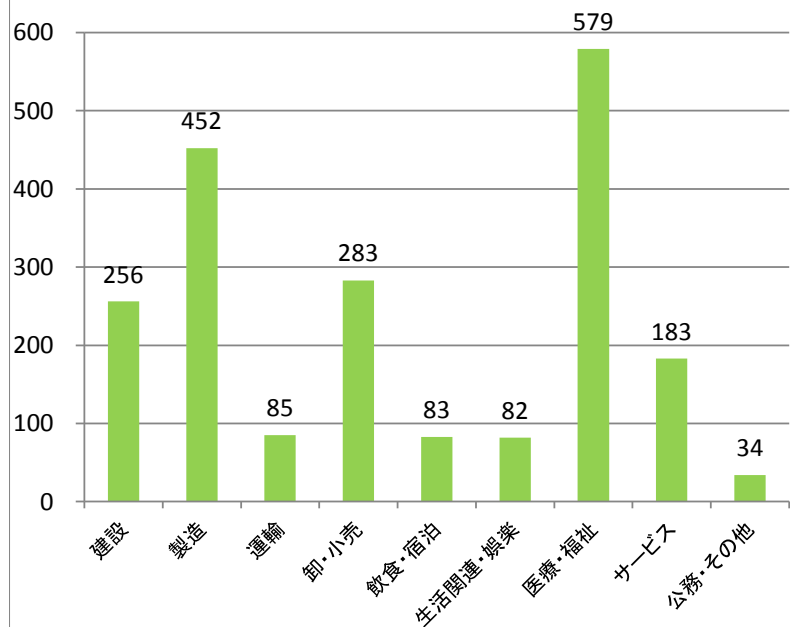
ハローワーク管内別有効求人倍率(30年10月内容)



※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。

主な産業の新規求人数

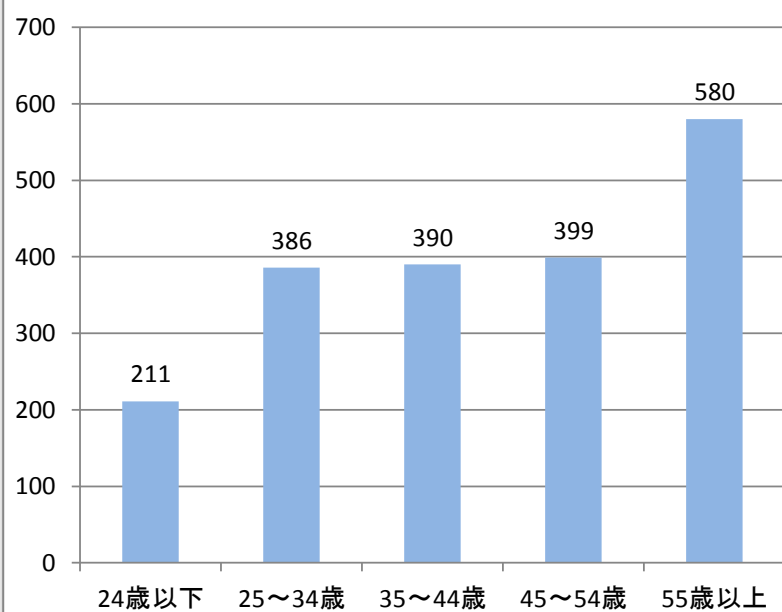
■ 30年8月～30年10月



※3か月間に申し込まれた新規求人数の合計です。

年齢層別求職者数

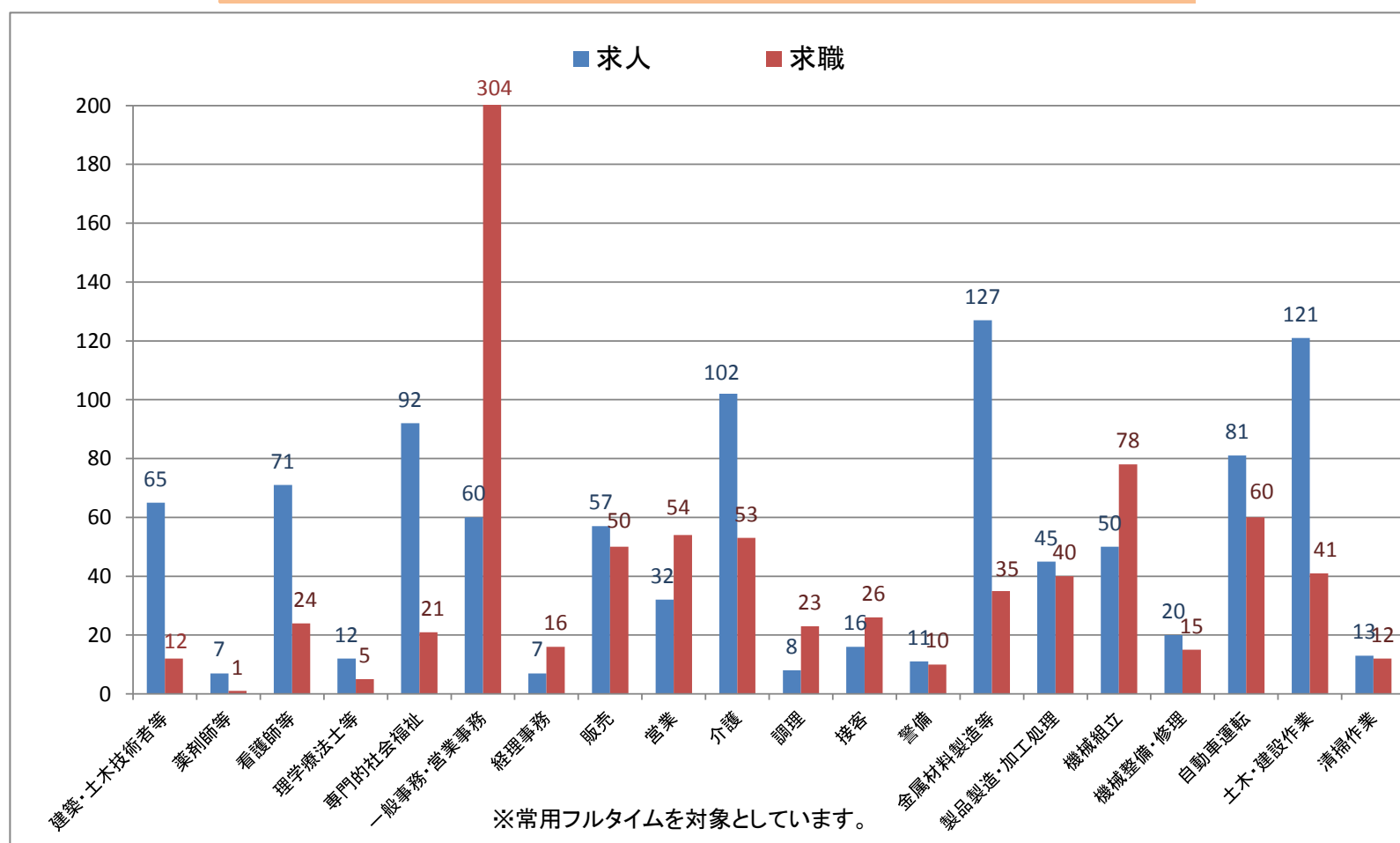
■ 30年8月～30年10月



※3か月間の月間有効求職者数の月平均数です。

主な職種の求人・求職バランス表

【30年10月内容】



職業別新規求人賃金情報

【30年7月～9月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	10～12.5未	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	37	0	0	7	10	16	16	21	22
薬剤師等	5	0	0	0	0	1	1	1	5
看護師等	55	0	0	10	26	43	44	36	22
専門的・社会福祉の職業	44	0	5	26	27	26	13	3	2
一般事務員・営業事務員	51	3	28	27	26	19	10	7	0
経理事務員	7	0	1	4	5	4	2	1	2
販売員	45	1	7	35	35	29	7	6	5
営業員	28	0	0	5	10	17	16	16	15
介護の職業	57	2	21	46	36	21	2	0	0
調理の職業	4	0	2	2	2	1	1	1	0
接客の職業	10	0	3	4	2	3	2	0	0
警備員	3	0	1	2	1	0	0	0	0
金属材料製造の職業	68	0	6	46	48	45	35	24	15
製品製造・加工の職業	27	0	10	14	17	14	6	2	0
機械組立の職業	13	1	7	5	6	4	4	2	0
機械整備・修理の職業	14	0	1	11	11	11	9	6	2
自動車運転の職業	51	0	9	10	18	18	23	20	13
土木・建設の職業	51	0	4	7	27	36	35	27	24
電気工事の職業	21	0	0	3	9	14	13	16	15
清掃の職業	12	0	6	4	4	5	2	2	2

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人を賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。
この資料は四半期ごとに更改しています。

中途採用者採用時賃金情報

【30年7月～9月内容】

(月額、単位:千円)

	全年齢	～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	213	180	210	217	237	209
専門・技術	243	183	216	236	283	275
事務	205	158	200	190	232	253
販売	254	194	212	244	352	*
サービス	196	170	219	209	184	167
警備	196	*	*	*	*	*
農林漁業	246	*	*	*	*	*
運輸	216	*	243	217	211	206
生産工程・労務	201	185	198	215	205	190

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに更改しています。

ハローワークからのお知らせ

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point
2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上之年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



掲載についてのお知らせ

1か月ごとに管内の雇用状況をお知らせします。月はじめに宮城労働局ホームページの「ハローワークからのお知らせ」に掲載しますのでご活用ください。